

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	実施方針	2	第1	1	(5)	基本方針	ア (ア) 障がい者の労働力を活用するとあるが、飲食の提供などの就労体験的なことなのか、職員として雇用することなのか？	障がい者を職員として雇用することを条件とはしていません。障がい者の労働力をどのような形態で活用するかは提案事項となりますが、「障がい者に労働を体験させる」だけでなく、「障がいのある方の労働力を活用する」ような提案を期待しています。
2	実施方針	3	第1	1	(5)	基本方針	ウ新友愛の家 (ウ) について、平日日中の障がい者以外の利用は想定しているか？	体育館は、こども発達センターの施設となるため、こども発達センターの運営時間内は基本的にはこども発達センターで使用し、支障のない範囲で新友愛の家がスポーツ講座等の開催のため使用する形になります。時間外の貸出については、要求水準を満たした上で、障がい者以外の利用を想定した提案をしていただいても結構です。
3	実施方針	3	第1	1	(5)	基本方針	ウ新友愛の家 (エ) について、福祉の村全体とあるがその範囲はどこまでか？	こども発達センター及び新友愛の家に加え、岡崎市福祉の村条例で位置付ける施設のうち、本事業に伴い廃止予定の老人センター清楽荘を除く5施設 (希望の家、そだちの家、のぞみの家、みのりの家、にじの家) を指します。
4	実施方針	5	第1	1	(6)	ア 各機能と主なサービス	基幹相談支援センター及び福祉の村管理事務所、障がい者団体事務所については、「その他」と記載がありますが、それぞれ別の運営者を想定されているのでしょうか。	基幹相談支援センター、福祉の村管理事務所、障がい者団体事務所については、それぞれ別の運営者を想定しています。
5	実施方針	5	第1	1	(6)	ア 各機能と主なサービス	支援センターの指定管理者については管理者は決まっていますか	支援センター指定管理者は、実施方針P1(3)公共施設等の管理者にあるとおり、平成27年12月頃 (本事業の事業契約締結後) に指定する予定となっています。
6	実施方針	5	第1	1	(6)	ア 各機能と主なサービス	運営業務その他業者について決まっていますか	福祉の村管理事務所は本事業の対象外となっている福祉の村の施設の指定管理者 (現状は岡崎市福祉事業団)、障がい者団体事務所は岡崎市障がい者団体連合会を想定しています。基幹相談支援センターはNo.7を参照ください。
7	実施方針	5	第1	1	(6)	ア 各機能と主なサービス	事業者の業務範囲外となっています福祉の村管理事務所は、岡崎市福祉事業団に貸し付けるとありますが、基幹相談支援センターは、どの団体が運営するのでしょうか。	現状は岡崎市社会福祉協議会、岡崎市福祉事業団、愛恵協会及び岡崎自立生活センターぴあはうすの4法人に業務委託しています。新友愛の家整備後も同様の運営形態を想定しています。
8	実施方針	6	第1	1	(6)	ア 各機能と主なサービス	事業者の業務に含まれます地域活動支援センター運営業務は、現在岡崎市福祉事業団が実施している業務と同一と思われます。当該業務は営利追求にふさわしくなく、岡崎市福祉事業団のような非営利団体との連携になるものと考えます。そのような非営利団体で、且つ15年以上安定性を具備している団体は極めて限られており、公平な競争環境が阻害されることから、地域活動支援センター運営業務はPFI事業の業務から除外頂けないでしょうか。	ご意見に対しては、市としても慎重に検討させていただきます。募集要項等公表時までには公表します。
9	実施方針	6	第1	1	(6)	イ 選定事業者の業務範囲	(ウ) aに支援センター運営業務が無いのはなぜか？	支援センターは、本事業の事業者とは別に、別途指定管理者を指定することとしており、本事業に支援センター運営業務が含まれていないためです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
10	実施方針	5	第1	1	(6)	イ 選定事業者の業務範囲	現在、福祉の村は平成27年度まで岡崎市福祉事業団が指定管理者として管理運営されていますが、こども発達センターの支援センターやPFI事業外の施設は、今後も岡崎市福祉事業団を指定管理者とすることと予定でしょうか。もし、岡崎市福祉事業団が指定管理者となるのであれば、当事業で求められる関係機関・団体との連携を考慮した場合、当事業団は密接にPFI事業と関わることとなります。公平な競争環境を醸成するため、地域活動支援センター運営業務はPFI事業の業務から除外頂くか、岡崎市福祉事業団は、複数の入札参加グループに参画出来るようにして頂きたい。	支援センターの運営者についてはNo.5を参照ください。PFI事業外の施設については、平成27年度末まで岡崎市福祉事業団が指定管理者として運営し、その後は未定です。ご意見に対しては、市としても慎重に検討させていただきます、募集要項等公表時までに公表します。
11	実施方針	6	第1	1	(6)	イ 選定事業者の業務範囲	大規模修繕は本事業に含まないとあり、大規模修繕の定義が示されていますが、全面的な更新を行う修繕とは、例えば、1施設の空調機器のみを全て更新する場合は、大規模修繕に当てはまるとの理解でよろしいでしょうか。	ご意見に対しては、市としても慎重に検討させていただきます、募集要項等公表時までに公表します。
12	実施方針	7	第1	1	(7)	有料貸出施設の管理	有料貸出施設は、独立採算ではなく、管理運営に掛かる費用は事業費に含まれ、サービス購入費でお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	7	第1	1	(7)	有料貸出施設の管理	現在の貸館利用の実績や形態について資料を開示頂けますようお願い致します。	現在、福祉の村で貸館利用は行っておりません。参考として、市内の同類施設の実績を示しますので、別紙を参照ください。
14	実施方針	7	第1	1	(7)	有料貸出施設の管理	有料貸出施設の施設毎の利用料金単価は入札公告迄にお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金は事業者からの提案を想定しておりますが、上限は市が定める利用方針で定めます。利用方針は、募集要項等公表時までに公表します。
15	実施方針	7	第1	1	(7)	託児室の運営	託児室の運営は、独立採算ではなく、運営に掛かる費用は事業費に含まれ、サービス購入費でお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	7	第1	1	(7)	託児室の運営	現状の託児室の利用人数は資料B6で示されておりますが、利用料金や利用時間・保育士常駐などの運営形態も資料として開示頂けますでしょうか	現状は無料です。利用時間・保育士常駐などの運営形態は別紙のとおりです。なお、利用料金は事業者からの提案を想定しておりますが、上限は市が定める利用方針で定めます。利用方針は、募集要項等公表時までに公表します。
17	実施方針	7	第1	1	(7)	託児室の運営	託児室の利用料金単価は入札公告迄にお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.16を参照ください。
18	実施方針	7	第1	1	(7)	飲食の提供	現在実施している飲食物の提供があれば、その実績資料を開示頂けますでしょうか。飲食物提供を実施する企業が、採算面で検討する材料として必要となります。	現在、清楽荘に売店が1件、友愛の家に自販機が1台あります。実績等は募集要項等公表時までに公表します。
19	実施方針	7	第1	1	(7)	飲食の提供	現在施設内に設置している自動販売機の設置場所と台数、利用実績等公表できる資料がありましたら公表ください。	No.18を参照ください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
20	実施方針	7	第1	1	(7)	飲食の提供	独立採算で行う場合、収支が成り立つのかどうか事業者リスクとして残ります。運営企業が参画可否判断の基準にもなりますので、行政財産使用料の設定を無料若しくは低価格にして頂けると参入し易くなります。	岡崎市では指定管理者制度導入施設における便益施設の設置については、原則施設管理の範囲内の業務と捉え、行政財産の目的外使用に当たらないため、使用料はかかりません。
21	実施方針	7	第1	1	(7)	飲食の提供	運営企業が参画可否判断の基準になりますので、採算が合わない場合、撤退時の違約金を設定しない、若しくは低くして頂きたい。また、運営状況によっては、事業期間中の運営形態（営業時間・範囲）の変更への協議に応じて頂ける等の明文化をお願い致します。	具体的には、募集要項や事業契約書案で提示します。
22	実施方針	7	第1	1	(7)	講座開催における利用者負担	現在実施している講座単位での材料費等の実績を開示頂けますでしょうか。また、講座の利用者数等の実績の開示も併せてお願いします。	別紙を参照ください。
23	実施方針	12	第2	2		選定の手順及びスケジュール	債務負担行為の設定は入札公告前に行われることが一般的ではないかと認識しておりますが、本事業においては優先交渉権者決定後としている理由についてご教示下さい。	本事業では募集要項の公表、優先交渉権者の決定と事業契約の年度が異なり、債務負担行為は設定された年度に契約しないと失効するため、平成26年度中の債務負担行為に予算上の担保としての意味がないこと、公募型プロポーザル方式における事業者選定は提案により仕様を固めている段階であるため予算執行に当たらず、またプロポーザル方式は随意契約であり、契約時に債務負担行為が設定されていれば良いことから、事業契約を締結する平成27年度に債務負担行為の設定を行うこととしています。
24	実施方針	16	第2	3	(8)	競争的対話の実施	「透明性・公平性の観点から応募者との対話の中で、全体に周知すべき事項がある場合は、対話結果の公表時に合わせて公表する」とありますが、応募者が公表可とした場合のみ公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	応募者が公表可とした場合のほかに、市が透明性・公平性の観点から必要と判断した場合に公表を行います。なお、公表する際には、あらかじめ事業者を確認します。
25	実施方針	17	第1	4	(1)	応募者の構成等	「選定されなかった応募者の構成企業、協力企業が、選定事業者の業務等を支援又は協力することは可能」とありますが、これは、選定事業者から落選した企業が、一部業務を再委託先として受託できるとの理解でよろしいでしょうか。 再委託出来る場合、運営業務に関しては関係団体との連携があるため、再委託出来ることは事業者にとって有益と考えますが、設計・建設・維持管理業務については、入札前に水面下での話し合い（談合）を助長する可能性が排除出来ませんが、市の見解をお示し下さい。	ご指摘の点に留意し、市として慎重に検討させていただきます、募集要項等公表時までには公表します。
26	実施方針	17	第2	4	(1)	エ	応募者の構成等で「応募者の構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。」とありますが、貴市が現在の福祉の村を管理委託している企業（岡崎市福祉事業団）が参画した場合、維持管理や運営業務面でその事業者が有利となり、公平性が保たれないと思いますがどのようにお考えでしょうか。	No.8を参照ください。
27	実施方針	18	第2	4	(3)	応募者の参加資格要件	各業務の担当企業の参加資格について、実績要件は定めないと理解で宜しいでしょうか。	実績要件は定めておりませんが、審査基準書（案）において、運営企業の実績に関する加点項目を設定しております。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
28	実施方針	18～19	第2	4	(3) (4) (5)	応募者の参加資格要件、制限	構成企業及び協力企業の内情が調査できないため、各企業の信義に基づき協定を結ぶことになるが、欠格・制限項に該当がある場合はその時点で参画できないことになる。また、参加資格確認基準日以降において同様に該当した場合も失格となってしまう。救済措置はないのか？	参加資格確認基準日から提案書提出日までの間及び優先交渉権者決定日から事業契約の締結日までの間にはそれぞれ救済措置を設けております。提案書提出日から優先交渉権者決定日までの間についても、やむを得ない事情が生じた場合は代表企業を除く構成企業又は協力企業についての変更、追加又は削除の可否について市と協議できるよう修正します。
29	実施方針	21	第2	8		SPCの設立	SPCを市内に設立するとありますが、本施設内に設立することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針	22	第3	4	(4)	基本方針	セルフモニタリングの実施の回数や方法に指定があるか。提案に回数、方法も含めるといって考えで良いのか？	ご理解のとおりです。
31	実施方針	25	第4	2	(3)	既存施設の改修利用	原則、配線は撤去とのことだが、電話線についてはどのような考えか？	電話線も原則、撤去し新設することを想定しております。
32	添付資料1 リスク分担表	1/15				共通 -制度関連リスク -法制度・税制度・許認可リスク (No.9)	「法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業にのみ影響を及ぼすもの）」とありますが、本事業にのみ限定されるような法制度・税制度の新設・変更は想定しがたく、このリスク分担表では、全て事業者負担と読み取れてしまいます。他のPFI事例にもある通り、税制度のリスク分担については再考をお願い致します。例えば、「SPC（法人）の利益に係る法制度・税制度・許認可の新設・変更」は事業者負担、その他は市のご負担として頂きたいと存じます。	ご指摘を踏まえて以下のように訂正します。 「法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（事業者の利益に係るもの）」
33	添付資料1 リスク分担表	1/15				共通 -制度関連リスク -法制度・税制度・許認可リスク (No.9)	「法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業にのみ影響を及ぼすもの）」とありますが、消費税率の変更・資産保有に係る税制度変更・新設は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	添付資料1 リスク分担表	1/15				共通 -制度関連リスク -法制度・税制度・許認可リスク (No.9)	「法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業にのみ影響を及ぼすもの）」とありますが、障害者福祉に関する法制度・許認可の変更が、本事業に影響した場合は、市がご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	添付資料1 リスク分担表	3/15				維持管理運営段階 -維持管理リスク -施設損傷リスク (No.59)	「前項以外利用者等第三者による施設の損傷」が事業者負担となっておりますが、第三者による施設の損傷は、事業者の責めに期すべき事由又は通常予見可能な事由による場合は事業者負担となるよう、リスク分担を修正頂けないものでしょうか。	記載の意図は、ご質問の通りですが、明確化を図るために以下のように訂正します。 No. 58リスク分担：事業者「利用者等第三者による施設の損傷（事業者の責によるもの）」 No. 59リスク分担：市「利用者等第三者による施設の損傷（前項以外のもの）」
36	実施方針	8/15				資料3	(3) 相談センターと保健所や医療機関とはどのように業務分担し、連携を図るのか？	本事業の範囲外のため、別途、市が検討し判断します。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
37	実施方針	8/15				資料3	(3) 相談センターの専門相談において訪問による相談は想定していないのか？	本事業の範囲外のため、別途、市が検討し判断します。
38	実施方針	8/15				資料3	(3) 相談センターの巡回支援とは現在の子ども発達サポート事業と同様の内容と考えて良いのか？	本事業の範囲外のため、別途、市が検討し判断します。
39	実施方針	8/15				資料3	(3) 医療センターと相談センター、支援センターとの情報の共有方法。どこまで情報共有が可能なのか？	本事業の範囲外のため、別途、市が検討し判断します。
40	実施方針	8/15				資料3	(3) 医療センターの医学的リハビリと支援センターでの訓練の違いは？	医療センターでのリハビリは、医師の判断に基づき、コメディカルによる医学的リハビリテーションを行います。支援センターでは、保育士などによる療育を行います。
41	実施方針	9/15				資料3	(3) 支援センターのリハビリスタッフによる訓練の小集団の想定人数はあるのか？	本事業の範囲外のため、別途、市が検討し判断します。
42	実施方針	9/15				資料3	(3) 支援センターの健康診断の想定回数はあるのか？	本事業の範囲外のため、別途、市が検討し判断します。
43	実施方針	9/15				資料3	(3) 支援センターの健康診断の費用は指定管理者が負担するのか？	本事業の範囲外のため、別途、市が検討し判断します。
44	実施方針	12/15				資料3	(4) イベントの主催はどこなのか？	要求水準書（維持管理・運営業務編）P33「福祉の村のイベント開催支援」のとおり、提案した関係機関が主催し、事業者が支援を行います。
45	実施方針	12/15				資料3	(4) 駐車場の調整とは本事業以外の施設についても含まれるのか？	本事業以外の福祉の村内の施設管理者と協議し、福祉の村全体として駐車場を適切に使用できるよう調整することを想定しています。
46	実施方針	12/15				資料3	(4) 災害時の指揮系統についてどのように考えているのか？	事業者決定後、市及び各施設の運営主体との協議により決定します。
47	実施方針	12/15				資料3	(4) 障がい者団体の想定数は何団体か？	岡崎市障がい者福祉団体連合会に加盟する4団体（岡崎市身体障がい者福祉協会、岡崎肢体不自由児・者父母の会、岡崎市手をつなぐ育成会、岡崎地域精神障がい者家族会）を想定しています。
48	要求水準書（案） （序章～建築）	9	第3	1	(3)	既存施設の改修利用	既存施設の改修工事は、施設利用者がいない状態で改修工事を実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書（案） （序章～建築）	14	第3	2	(3)	施設利用者数の想定	既存施設の利用者実績をもとにした想定との理解で宜しいでしょうか。	支援センターの利用者については、既存施設の利用者実績を加味した利用者数となっています。そのほかについては、諸条件を考慮した上で検討した値を示しています。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
50	要求水準書(案) (序章～建築)	14	第3	2	(3)	施設利用者数の想定	新友愛の家の地域活動支援センターについては「提案内容により想定される数」とありますが、既存施設の実績についてご教示いただけますでしょうか。	No. 22を参照ください。
51	要求水準書(案) (序章～建築)	17	第3	2	(2)	事前調査業務	既存施設のPCB及びアスベストの想定数量をお示ください。または、調査により含有が判明した場合は、撤去費用については本事業と別途(追加)契約との理解でよろしいでしょうか。	PCBについては、資料A11にお示しした以外に、既存施設の蛍光灯安定器に微量含まれている可能性があります。PCBを含む蛍光灯安定器の撤去から市への引き渡しは本業務に含まれており、撤去・引渡しにかかる費用について別途契約することは想定していません。アスベストについては、詳細な調査は行っていませんが、撤去・処分を本事業に含めます。撤去・処分にかかる費用の取扱いについては、事業者による調査の結果を踏まえて、市と事業者で協議することとします。
52	要求水準書(案) 総則・全体概要・設計 建設業務編	23	第3	3	(2)	エ 既存施設改修工 事業務	アスベスト調査において、既存建物にアスベストが含まれていた場合、その撤去費用は別途実費精算頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 51を参照ください。
53	設計・建設業務	14	第3	2	(3)	施設利用者数の想定	イ新友愛の家地域活動支援センターの施設利用者の主な来所手段について、「自家用車・公共交通機関」とあるが、送迎サービスは想定していないか？	要求水準として示すことは想定しておりませんので、利用者の利便性向上につながる提案を期待しております。
54	要求水準書(案) (序章～建築)	25	第3	3	(2)	開業準備業務	「本施設・各種設備・備品等の取扱に関する習熟のための研修を開催すること」とありますが、対象及び回数に係る想定をご教示下さい。	対象は、事業者以外の運営主体全般を想定しています。回数は必要と考える回数をご提案下さい。
55	要求水準書(案) 総則・全体概要・設計 建設業務編	32	第3	5	(2)	003 こども発達センター (SPC) 事務室	SPC事務室は、事業を運営する上で必要諸室として整備し、床面積に応じた行政財産使用料を市に対してお支払いする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	設計・建設業務	69	第3	5	(2)	こども発達センター	キこども発達センター既存部分について、新友愛の家の講座で使用する際に、施設利用料を支払う必要はあるのか？	業務要求水準で定める講座で使用する限り、施設利用料の支払いは発生しません。また、運営者たる事業者が主催するとしても、支払先は指定管理者たる事業者のため、相殺されません。
57	設計・建設業務	76	第3	5	(3)	新友愛の家	No. 701新友愛の家事務室について、フリーアクセスフロア仕様なのか？	フリーアクセスフロアにして頂いても構いません。事業者の提案に委ねます。
58	設計・建設業務	76	第3	5	(3)	新友愛の家	No. 702交流スペースについて、「ふれあいショップ」の管理はどこが行っていく想定か？	市障がい福祉課を想定しています。
59	設計・建設業務	77	第3	5	(3)	新友愛の家	No. 705精神障がい者交流スペースについて、緊急保護者はどこの部署が担当するのか？また、日中は他の精神障がい者と同じスペースで活動することになるのか？	基幹相談支援センターを想定しています。精神障がい者交流スペースを宿泊スペースとして使用するのは夜間のみで、日中は通常通りの用途で使用してください。被保護者の処遇は基幹相談支援センターが検討し判断します。
60	設計・建設業務	78	第3	5	(3)	新友愛の家	No. 712録音・点字翻訳作業室について、現在の社協のボランティアセンターの機能が移動してくるのか？また、点字プリンターを導入する予定はあるのか？	録音・点字翻訳作業室の運営については、要求水準書(維持管理・運営業務)33ページのとおり鍵の管理のみ事業者が行い、その他の管理は市から岡崎市社会福祉協議会に委託する予定です。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
61	設計建設	14				資料A1 備品リスト 体育館	52～54、59～61はクリスマス会や夏まつりの備品であり、各実行委員会で購入しており、各実行委員会の所有物であるが、新友愛の家の収納庫を使用させてもらえるのか？	市又は事業者の所有でないものは備品リストに掲載されません。備品リストを訂正します。
62	設計建設	14				資料A1 備品リスト 体育館	62備蓄品は事業団の施設の災害用に購入しており、福祉避難所のためのもので無いが新友愛の家の収納庫を使用させてもらえるのか？	No. 61を参照ください。
63	設計建設					資料A12	敷地内通路の整備範囲に岡崎環状線からのぞみの家までの両サイドの歩道の舗装改修については、どのような考えなのか？	市道部分の整備については、本事業には含めません。
64	設計建設					資料A13 設備リスト	LANによる施設予約について、どのように施設予約をするのか？（誰が、どこで）	こども発達センター及び新友愛の家の有料貸出施設は、市の施設予約システムを使用し、利用者がインターネット上で直接利用予約を行い、管理画面より事業者が確認します。 こども発達センターの相談センター、医療センターの利用については、事業者が電話等で予約を受け付け、市が用意する予約システムに事業者が予約状況を入力します。 要求水準書（維持管理・運営業務編）P20、P22及びP32を参照ください。
65	要求水準書（案） 維持管理・運営業務編	4	第4	2	(2)	大規模修繕について	コ(ケ)において定義する大規模修繕は、維持管理業務の対象外とし、市が直接実施するとあり事業者が提出した大規模修繕計画を参考に、市の判断により実施するとありますが、大規模修繕の内容と実施時期は、提出した計画時期に予防保全的に市が実施することが前提との理解でよろしいでしょうか。予防保全的に行って頂けない場合、事業費として多く経常修繕費を見込む必要性が発生します。	ご意見に対しては、市としても慎重に検討させていただき、募集要項等公表時までに公表します。
66	要求水準書（案） 維持管理・運営業務編	10	第4	3	(4)	備品保守管理業務	ア 業務対象が事業者が調達した備品を対象としますが、移転した既存備品は市・運営団体が点検保守管理するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	運営業務	16	第5	1	(2)	施設の利用時間及び休業日	アこども発達センターとしての利用の場合、既存部分を月曜日に使用することは可能か？	施設メンテナンスを考慮し、休業日を設定しておりますので、原則として月曜日の利用は想定しておりません。
68	運営業務	17	第5	1	(3)	新友愛の家各機能の運営について	相談支援事業所についての記述が無いが、どのように考えているのか？	実施方針P12/15「添付資料3業務分担表」を参照ください。福祉の村管理事務所の業務の一部としております。事業者の業務範囲ではありません。
69	要求水準書（案） 維持管理・運営業務編	21	第5	3	(1)	一般開放対応遊戯室の管理	要求水準で「開放前・後に遊具の破損の有無を点検すること」とありますが、備品保守管理業務は「事業者が調達した備品を対象とする」ともあります。既存施設からの移転遊具は市・指定管理者などの運営団体が点検・管理するとの理解でよろしいでしょうか。	一般開放対応遊戯室については、安全面への配慮から、既存施設から移設した備品についても、開錠・施錠時に破損の有無について点検を行ってください。
70	要求水準書（案） 維持管理・運営業務編	24	第5	3	(1)	ホームページの作成と情報発信	こども発達センターと新友愛の家の要求水準になっていますホームページの作成と情報提供は、各センターのホームページと正しくリンクでき、常に新しい情報提供のための更新がなされていれば、事業期間中のホームページの刷新（新しく作り直すこと）は考慮する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
71	運営業務	22～24	第5	3	(1)	こども発達センター	利用状況の集計、その他で新友愛の家事務室の職員が行っても構わないとあるが、他の業務に記載がないが、どう違うのか？	こども発達センターで行う業務の中で、こども発達センターの建物内に職員を置かず、新友愛の家事務室で行っても構わない業務について、「新友愛の家事務室の職員が行っても構わない」と記載しています。
72	要求水準書(案) (維持管理～運営)	25	第5	3	(2)	地域活動支援センター運営業務	定期講座、自立支援講座、教養講座、支援者スキルアップ講座について、定員及び参加人数等開催実績の公表をお願いいたします。	要求水準書(維持管理・運営業務編)P26「創作的活動・生産活動機会の提供」のとおり、講座の定員は概ね10人以上としており、上限に想定はありません。使用する諸室の規模等を勘案し、事業者が自らの企画内容に基づき判断して下さい。過去の実績についてはNo.22を参照ください。
73	要求水準書(案) (維持管理～運営)	25	第5	3	(2)	地域活動支援センター運営業務	定期講座については、複数回をワンパッケージとして企画することも可能との理解でよろしいでしょうか。上記の場合、参加費の請求を一括して行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書(案) (維持管理～運営)	25	第5	3	(2)	地域活動支援センター運営業務	「講座を開催するごとに、記録を作成する」とありますが、具体的な記載項目についてご教示下さい。	開催日時、参加者数、講座の内容、講師名、対応したスタッフの人数、材料費等の開催概要に加え、問題が生じた場合はその内容と対応など、業務日誌的な内容を想定しています。
75	運営業務	25～28	第5	3	(2)	新友愛の家	講座を開催するごとに記録を作成するとあるが、書式または最低限必要な基準はあるのか？	No.74を参照ください。
76	要求水準書(案) (維持管理～運営)	25	第5	3	(2)	地域活動支援センター運営業務	創作的活動・生産活動機会の提供において、定期講座の企画にあたっては障がい者団体と協議しながら進めるとありますが、市で想定されている具体的な障がい者団体がございましたらご教示下さい。	岡崎市障がい者福祉団体連合会に加盟する4団体(岡崎市身体障がい者福祉協会、岡崎肢体不自由児・者父母の会、岡崎市手をつなぐ育成会、岡崎地域精神障がい者家族会)を想定しています。
77	要求水準書(案) (維持管理～運営)	25	第5	3	(2)	地域活動支援センター運営業務	創作的活動・生産活動機会の提供において、講座ごとに障がい者等への理解のある講師を手配することとありますが、具体的な配置基準がございましたらお示し下さい。	具体の配置基準はありません。内閣府障害者施策推進本部発行の公共サービス窓口における配慮マニュアルを参考に、障がい者の方の講座の受講に支障をきたさないよう配慮していただければ結構です。
78	要求水準書(案) (維持管理～運営)	25	第5	3	(2)	地域活動支援センター運営業務	創作的活動・生産活動機会の提供において、各講座の受講者が定員に満たない場合は、支援者の受講も認めるとありますが、支援者の利用受付開始日は講座開催日の何日前から可能となりますでしょうか。	特に規定はありません。事業者において障がい者を優先することを前提に講座運営を考え、設定して下さい。
79	運営業務	25～27	第5	3	(2)	新友愛の家	講座の企画にあたっては障がい者や高齢者に配慮しとあるが、高齢の障がい者という意味でよいのか？また、障がい児への配慮も必要ではないか？	以下のように訂正します 「講座の企画にあたっては障がい者や障がい児に配慮し」
80	運営業務	25	第5	3	(2)	新友愛の家	対象者の年齢は何歳から何歳を想定しているか？特に障がい児の下限はあるのか？それによって講座の内容設定が変わるため教えていただきたい	提案によります。
81	運営業務	25	第5	3	(2)	新友愛の家	定期講座において、現在は聴覚障がい者の手話通訳は愛聴協からの派遣であるが、新友愛の家になったら岡崎市からの派遣は可能になるのか？	市が手話通訳を派遣することはありません。市が把握する範囲で団体等を紹介することはできますが、事業者の判断により交渉、決定して下さい。
82	運営業務	25	第5	3	(2)	新友愛の家	定期講座について、文化講座、スポーツ講座を各1日1回以上とあるが、月の第5週目の扱いをどうするのか？	週に関わらず、各1日1回以上開催して下さい。
83	運営業務	26	第5	3	(2)	新友愛の家	自立支援講座について、定員が設定されていないが最低何名、最高何名を想定しているのか？	No.72を参照ください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
84	要求水準書（案） （維持管理～運営）	29	第5	3	(2)	地域活動支援センター運営業務	「交流の機会として、一般市民も参加できるイベントを開催する」とありますが、過去のイベント開催実績と参加人数をご教示下さい。	募集要項公表時までに公表します。
85	要求水準書（案） （維持管理～運営）	29	第5	3	(2)	地域活動支援センター運営業務	交流スペースにおける図書コーナーの開架図書は貸し出しは行わず、交流スペースでの閲覧のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	運営業務	30	第5	3	(2)	新友愛の家	施設内ボランティアの受入について、講座の補助や交流スペース内での支援だけではなく、福祉の村の他の施設へのコーディネートも可能であるか？	福祉の村の他の施設の運営は本事業とは別の主体です。そのため、事業者の判断により、当該団体との協議で決定して下さい。
87	運営業務	30	第5	3	(2)	新友愛の家	ボランティアセンターとの役割分担はどのように考えているのか？	一般的なボランティアの養成はボランティアセンターが担当し、本業務は養成する場（講座）及び実践する場（施設内ボランティアの受入れ）を提供します。
88	要求水準書（案）	地活の交流スペースについて					開館日、開館時間は事業者の裁量が認められるのか。	開館日、開館時間については要求水準書にお示ししたとおりです。
89	要求水準書（案）	地活の交流スペースについて					運営主体は基幹相談支援センターであるか。	交流スペースは、本事業の事業者が運営主体となります。
90	要求水準書（案）	地活の交流スペースについて					宿泊スペースは虐待や一時保護のみの利用に限定されるのか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書（案）	地活の交流スペースについて					貸部屋の利用対象は障害団体に限定されるのか。	一般の利用者への貸し出しも可とします。
92	要求水準書（案）	地活の交流スペースについて					貸部屋の営利目的での利用は可能か。	物品販売等の営利目的での利用は不可ですが、講座等の入場料収入又は参加料収入に限り実費を超える負担を求められます。この場合にあっては、公序良俗に反しない内容である必要があります。また、社会通念上著しく高額な負担とならないようにご注意ください。 なお、詳細は市が定める利用方針で定めます。利用方針は、募集要項等公表時までに公表します。
93	要求水準書（案）	地活の交流スペースについて					災害時の支援の拠点として利用可能か。	こども発達センターについては、大規模災害の発生時に市が福祉避難所として利用します。それ以外の位置づけは要求水準には示していませんが、地域に親しまれる施設として災害時への対応への提案を期待します。
94	要求水準書（案）	地活の交流スペースについて					青い鳥との役割分担はどのようになるのか。	こども発達センターでは、肢体不自由児の受け入れを想定しておらず（自閉症等との重複の場合を除く）、肢体不自由児については第二青い鳥学園での受け入れを想定しております。
95	運営業務	1/5				資料B4	相談センターが事例検討会を開催し、個別療育方針を定めるとあるが、対象は医療センター、支援センターに通う全員なのか？一部のお子さんのみなのか？	本事業の範囲外のため、別途、市が検討し判断します。
96	運営業務	2/5				資料B4	支援センターは入所検討会、就学指導委員会への出席は不要なのか？	本事業の範囲外のため、別途、市が検討し判断します。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
97	運営業務	4/5				資料B4	軽食の提供について、喫茶提供コーナーは独立採算とあるが、喫茶提供事業所が交流スペース全体を運営するのか？	交流スペース自体の運営は事業者が実施します。事業者が協力企業等を活用して運営することも可能です。
98	運営業務	4/5				資料B4	有料貸出施設の利用料金の設定が業務分担に載っていないが、どこが担当するのか？	No. 14を参照ください。
99	運営業務	5/5				資料B4	地域活動支援センターにホームページ作成とあるが、地活単独で作るのか？その他関連業務で作るのか？	地域活動支援センター単独のホームページの作成は想定していません。新友愛の家全体のホームページ作成については、要求水準書にお示したとおりです。
100	運営業務	5/5				資料B4	福祉の村全体のイベント開催を支援するとあるが、全体とはどこになるのか？	No. 3を参照ください。
101	運営業務	5/5				資料B4	徴収した講座の参加費を市に払い込むとあるが、利用料金制度ではないのか？	利用料金は、貸館運営の貸室料を意味しています。講座の運営費は、市がサービス購入費で支払うため、講座の参加費は、市に払い込んでいただきます。なお、事業者独自に実施する講座は、事業者の収入となります。
102	運営業務	5/5				資料B4	新友愛の家全体のホームページを作成しとあるが、新友愛の家単独のホームページにするのか？	ご理解のとおりです。
103	運営業務	5/5				資料B4	他の福祉の村施設とはどこのことをいうのか？	No. 3を参照ください。
104	運営業務	5/5				資料B4	駐車場の利用調整とは何を調整するのか？	駐車場需要が重ならないよう、イベント等の開催時間の調整などを行っていただきます。
105	運営業務	5/5				資料B4	災害時や緊急時の相互援助体制の調整を行うとは何を調整するのか？	災害時や緊急時の福祉の村全体としての連絡体制、人的協力等について事前に定めておくこと等を想定しています。
106	運営業務					資料B4	指定管理を受けて実施する支援センターと他の児童発達支援（こころん等）との位置づけの違いをどのように考えているのか？	本事業の範囲外のため、別途、市が検討し判断します。
107	審査基準書（案）	3	第6			市が設定する基準価格	現在、労務費・建設資材が高騰しており、今後も高騰することが予想されます。市が設定する基準価格には、その時点で公表されている最新の単価を反映したものと理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時までに公表します。
108	支払方法説明書（案）	2	第2	1		支払の構成	設計・建設業務に係る対価（サービス購入料A-2、A-4、B-2）には、「（保険料など諸費用含む）」とありますが、サービス購入料A-1、A-3、B-1にも同様に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	支払方法説明書（案）	2	第2	1		支払の構成	設計・建設業務に係る対価（サービス購入料A、B）には、「（保険料など諸費用含む）」とありますが、設計・建設期間中のSPC経費、税金、保険、利益等の必要な経費も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
110	支払方法説明書（案）	2	第2	1		支払の構成	維持管理業務・運営業務に係る対価（サービス購入料C、D、E、F、G、H）には、それぞれSPC経費、税金、保険、利益等の必要な費用を含むとありますが、これらをサービス購入料毎に分けることは事業者にとって負担となります。例えばサービス購入料Cに全ての必要な費用を含むような形か、若しくは別のサービス購入料（例えば必要な費用はサービス購入料I）として分けて頂けないでしょうか。	本事業においては、施設別、業務ごとにモニタリングを行うこととしています。各施設の業務ごとに経費を明確化する必要がありますので、原文のままとさせていただきます。
111	支払方法説明書（案）	6	第3	4		光熱水費相当額	光熱水費は、一旦事業者が立替えることになっていますが、3ヶ月分を立替えることは、事業者にとって負担となります。SPCで予備費として予め確保するか、委託企業が一旦負担することになり、事業費もその分増加致します。光熱水費は、市が直接お支払い頂くよう変更頂けないでしょうか。	ご意見に対しては、市としても慎重に検討させていただきます。募集要項等公表時までに公表します。
112	支払方法説明書（案）	6	第3	4		光熱水費相当額	現施設の光熱水費の利用実績を施設毎に開示下さい。	募集要項公表時までに公表します。
113	支払方法説明書（案）	10	第5	1	(2)	改定方法	物価変動によるサービス購入料A及びBの改定は、岡崎市工事請負契約約款に基づき行われるとありますが、当事業は、入札日から事業契約締結日まで6ヶ月あります。現在の労務費・建設資材高騰からこの6ヶ月間は事業者にとって大きなリスクとなります。つきましては、岡崎市工事請負契約約款第25条1項の「請負契約締結の日から」を「提案書提出の日から」に読み替えて適用頂きたい。	ご意見に対しては、市としても慎重に検討させていただきます。募集要項等公表時までに公表します。
114	モニタリング・減額方法説明書（案）	8	第2	4	(2)	2 定期モニタリング	定期モニタリングを毎月実施することは、市と事業者双方にとって大きな負担となります。月次は事業者によるセルフモニタリングに留め、市はSPCから提出する月次報告書を元にした書面による確認とし、定期モニタリングは四半期毎の実施にして頂けないでしょうか。	月次モニタリングは書面による確認とし、定期モニタリングは4半期ごとに実施することとします。